

自動車通学取扱要項

- 1 学生の自動車による通学については、この要項により取り扱うものとする。ただし、神戸三田キャンパスへの自動車による通学については、別に定める。
- 2 学生の自動車による通学は原則として禁止する。ただし、次に該当する者はこの限りではない。
身体上の障害等のため、自動車を使用しなければ著しく通学が困難な者
- 3 2のただし書きに該当する者は別紙様式の申請書を所属学部を経て学生委員会（以下「委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。
- 4 許可証は別紙様式とし、委員会の審査に基づき発行する。
 - (1) 許可証の有効期間は当該学年度中又は委員会の認めた期間とする。
 - (2) 許可証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 5 許可証の交付を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 駐車は定められた場所に行うこと
 - (2) 駐車中は許可証を運転席前面に表示すること
 - (3) 歩行者の安全を第一とすること
 - (4) 騒音の防止等教育研究環境の保持につとめること
 - (5) その他交通規則に定められたルールを守ること
- 6 許可証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するとき、直ちに許可証を返還しなければならない。
 - (1) 卒業、退学及び休学したとき
 - (2) 許可要件がなくなったとき
 - (3) 4の(2)に違反したとき
 - (4) 5に違反したとき
- 7 自動車通学にもなう事故、損傷及び盗難等について、大学は一切責任を負わない。
- 8 自動車通学に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
- 9 この取扱要項の改廃は、学生委員会の議を経て、大学評議会において行う。

附 則

- 1 この取扱要項は、1983年（昭和58年）4月1日から施行する。
略
- 7 この取扱要領は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。

神戸三田キャンパス自動車通学取扱要項

- 第1条 学生の神戸三田キャンパスへの自動車による通学（以下「自動車による通学」という）については、この要項により取り扱うものとする。
- 第2条 自動車による通学を希望する学生は登録証の交付を受けなければならない。
- 第3条 登録書の交付を受けようとする者は、別紙様式の申請書を神戸三田キャンパス事務室（キャンパス担当）に提出し、登録手続をとらなければならない。
- 第4条 登録証は別紙様式として学生委員会（以下「委員会」という）の審査に基づき発行する。
- 第5条 登録証の有効期間は当該学年度中または委員会の認めた期間とする。
- 第6条 登録証の交付を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 駐車は所定の有料駐車場を使用すること。ただし、身体上の障害のため、自動車を使用する者はこの限りではない
 - (2) 駐車中は登録証を運転席前面に表示すること
 - (3) 登録証は他人に貸与または譲渡してはならない
 - (4) 歩行者の安全を第一とすること
 - (5) 騒音の防止等教育研究環境の保持につとめること
 - (6) 神戸三田キャンパス近隣住民の住環境に対する配慮を十分に行うこと
 - (7) その他交通規則に定められたルールを守ること
- 第7条 登録証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するとき、直ちに登録証を返還しなければならない。
 - (1) 卒業、退学及び休学したとき
 - (2) 登録要件がなくなったとき
 - (3) 前項6の(1)から(7)に違反したとき

第8条 自動車による通学にもなう事故、損傷及び盗難等について、大学は一切責任を負わない。

第9条 自動車による通学に関する事項は委員会が所管し、事務は神戸三田キャンパス事務室（キャンパス担当）において行う。

第10条 この取扱要項の改廃は、委員会の議を経て大学評議会において行う。

附 則

1 この取扱要項は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

略

3 この取扱要項は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。